世田谷区告示第７７４号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成１４年３月世田谷区規則第４５号）第４条第２項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第６条の２の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和８年１１月９日から１５日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年１１月９日

世田谷区長　保　坂　展　人

１　指定番号

１２－Ｄ３０４－０６

２　変更の区間

世田谷区太子堂二丁目２５６番７の内

３　変更の区域

延　長　　４．８８メートル

幅　員　　０．２５メートルから０．２７メートルまで

面　積　　１．２９平方メートル

４　供用開始の期日

令和８年１１月９日

案　内　図

━━━	区管理道路線の区域編入部分（供用開始）

街区	太子堂二丁目３１番

